

## 議案第23号

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

### 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例

大網白里市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,200円」を「31,122円」に改め、同項第2号中「51,300円」を「46,854円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「47,196円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「109,440円」を「116,280円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「116,280円」を「129,960円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「123,120円」を「143,640円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「129,960円」を「164,160円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 157,320円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和

8年度まで」に、「20,520円」を「19,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「34,200円」を「33,180円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「47,880円」を「46,860円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(特別給付)

第9条の3 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、規則で定める介護用品を支給する。

2 前項の規定による介護用品の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の大網白里市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。